

## 香川県保育協議会 役員等の旅費に関する規程

第1条 本会役員、保育士部会部員、委員会委員及び職員等が本会業務のため出張したときに支給する旅費、宿泊費、旅行雑費に関し必要な基準を本規程で定める。

2 本会役員、保育士部会部員、委員会委員が正副会長会、理事会、監事会、部会、委員会等に出席したときの費用弁償は本規程に定めるところによる。

第2条 旅費は、旅客運賃等または実費により支給し、旅費の計算は、支給対象者の勤務先を起点とする。

2 県外出張（岡山市を除く）のとき、鉄道賃は運賃のほか、新幹線特別急行料金、特別急行料金、急行料金、座席指定料金を徴する路線の場合には、それぞれの料金を併せて支給する。

3 航空賃、車賃、船賃は現に要する運賃等を支給する。

4 県内出張のとき、片道50キロメートルを超えるととき、特別急行を利用した場合は、鉄道賃は運賃のほか特別急行料金を併せて支給する。

第3条 宿泊費は、実費または定額により支給し、定額料金は甲地方（東京都特別区、大阪市他）10,900円、乙地方（甲地方以外）9,800円とする。

2 本会が主催または共催の研修会等で業務上宿泊が必要なときは、宿泊費は現物支給を原則とする。

第4条 本会業務のため出張したときは、旅行雑費を定額により支給する。

2 旅行雑費は、1日につき県外旅行は1,300円、県内旅行は駐車料金が発生する場合は1,100円とする。

3 宿泊を要する場合は、1宿泊につき旅行雑費を加算して支給する。

第5条 他から旅費相当の支給がある場合は、本規程による旅費は支給しない。

第6条 本規程により難しいものについては、昭和27年香川県条例第32号「職員の旅費規程に関する条例」の例による。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成27年4月1日から適用する。